一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員会費規程

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員規則（以下「規則」という。）第 31 条第３項及び第 34 条の規定に基づき、現職会員の加入、退会及び会費の取り扱い等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（会費の納入）

第２条　規則第 31 条第２項に規定する納入方法により納入し難い者は、みずほ銀行本支店、横浜銀行本支店又は中央労働金庫本支店に本人名義の預金口座を設定し、理事長が指定する期日までにその預金口座に預金し、当該金融機関と自動振替契約を締結して、納入するものとする。

２　規則第 31 条第２項及び前項の規定により、控除又は自動振替できなかった者の会費の納入方法は、直接本人が理事長の指定した金融機関の口座に振込みなどの方法により理事長が指定した期日までに納入するものとする。

（会費納入の特例）

第３条　前条第１項及び第２項の規定にかかわらず、規則第 31 条第２項の規定による控除ができなかった横浜市、相模原市、横須賀市の会員（県費負担教職員を除く。）の会費については、規則第３条に定める互助団体（以下「互助団体」という。）が送付する振込依頼書により本人が互助団体に納付し、互助団体がその者に代わり振興会に払い込むものとする。

（会費の納入状況等の記録及び保管）

第４条　理事長は、現職会員の異動状況、会費（規則第 29 条第１項第１号及び第２号に規定する現職会費及び継続会費並びに規則第３条に規定する互助団体の会費をいう。）の納入状況及び給付（規則第２条第１号に規定する給付事業の給付（退会記念品を除く。）をいう。）の実績を、電子計算組織による会員管理システム（以下「会員管理システム」という。）に記録し保管しなければならない。

（会員番号及び所属コード等）

第５条　振興会の業務を会員管理システムにより処理するため、次の各号の定めるところにより、現職会員には固有の会員番号を、現職会員の勤務する所属又は教育関係団体には固有の所属コード又は団体コードを付して行う。

(1)　現職会員のうち県費負担教職員及び市町村費負担教職員並びにその所属については、規則第 31 条第１項に規定する給与負担者が規定し管理する職員番号及び所属コードを、会員番号及び所属コードと読み替えて使用する。

(2) 前号の規定にかかわらず、横須賀市の市立幼稚園、市立高等学校全日制

及び大磯町立幼稚園の所属コード並びに大磯町立幼稚園職員の会員番号については、公立学校共済組合神奈川支部が定める所属コード及び共済組合員番号とする。

(3) 現職会員のうち教育関係団体役職員の会員番号及び団体コード並びに一般財団法人神奈川県教育福祉振興会定款第５条第１項に定める継続会員の会員番号は、別に定める。

(4) 会員管理システム運用のための会員管理番号及び所属管理番号は、別に定める。

（加入申込及び加入日）

第６条　規則第８条第１項に規定する加入申込みをする者は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会加入申込書（以下「加入申込書」といい、その様式は県費負担教職員については第１号様式または、第 1 号様式－１、教育関係団体役職員については第２号様式とし、市町村費負担教職員にあっては、各互助団体が定める様式とする。ただし、大磯町立幼稚園職員及び横須賀市の市費負担教職員にあっては、県費負担教職員と同様とし、横浜市の新規採用者にあっては、横浜市立学校教職員互助会が作成する加入申込者一覧表をもって加入申込書とみなす。）を理事長に提出しなければならない。ただし、第８条第２号に規定する市費負担教職員の退会者にあっては、再度加入するにあたり加入申込書を省略することができる。

２　規則第８条第２項ただし書が適用される場合とは、現職会員加入資格取得日の属する月の末日（この日が一般財団法人神奈川県教育福祉振興会管理運営規則第 94 条第１項に規定する振興会の休日に当たるときは、その前日）までに、理事長が加入申込書を受理したときに限るものとする。

３　互助団体及び振興会の双方に加入する者の加入申込書が、互助団体を経由して提出された場合には、互助団体が加入申込書を受理した日を理事長が加入申込書を受理した日とみなす。

（変更届）

第７条　現職会員のうち県費負担教職員及び市町村費負担教職員（大磯町立幼稚園職員及び横須賀市の市費負担教職員を除く。）以外の者は、加入申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員事項変更届（第３号様式）を理事長に提出しなければならない。

（退会届）

第８条　現職会員は規則第９条第１号から第４号に規定する事由の一に該当するとき及び退会を希望するときは、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会退会届（以下「退会届」といい、その様式は県費負担教職員、教育関係団体役職員、大磯町立幼稚園職員及び横須賀市の市費負担教職員にあっては第４号

様式とし、市町村費負担教職員にあっては、各互助団体が定める様式とする。）を理事長に提出しなければならない。

ただし、教育関係団体役職員以外（大磯町立幼稚園職員及び横須賀市の市費負担教職員を除く。）で次の事由によるときは、その提出を省略することができる。

(1) 規則第９条第１号、第２号及び第４号によるとき

(2) 教育委員会等に異動するとき

(3) 臨時的任用職員の任用が中断したとき

（再加入禁止の特例）

第９条　規則第 18 条ただし書きに規定する理事長が認める場合とは、規則第９条第５号の退会届を提出する事由が、次の場合とする。

(1) 教育委員会等に異動する場合

(2) 外国で勤務する場合

(3) その他第１号及び第２号と同様の事情を有すると理事長が認めた場合

（会員証の交付等）

第 10 条　理事長は、第６条第１項に規定する加入申込書を受理した場合はすみやかに会員証（第５号様式）を当該加入者に交付する。

２　会員証の交付を受けた会員は、会員証を紛失したとき又は改姓等をしたときは、速やかに会員証再交付申請書（第６号様式）を理事長に提出し、会員証の再交付を受けなければならない。

なお、会員証の記載事項に変更が生じたとき又は会員証を損傷したときは、会員証再交付申請書に従前の会員証を添え会員証の再交付を受けなければならない。

３　会員証は、これを他人に貸与し又は譲渡してはならない。

４　会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を理事長に返納しなければならない。

（基礎月収額）

第 11 条　規則第 29 条第１項に規定する給料月額、教職調整額及び教職加算額は、県費負担教職員にあっては、それぞれ、学校職員の給与等に関する条例（（昭和 32 年神奈川県条例第 56 号）以下「給与条例」という。）別表第１から別表第３までに規定する給料月額、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年神奈川県条例第 67 号）第３条に規定する教職調整額及び給与条例別表第１の備考２に規定する教職加算額をいう。

２　規則第 29 条第４項に規定する休職等には、給与条例第９条の３に規定する減額（県費負担教職員以外にあっては、これに準ずる減額）を含むものとす

る。
3　現職会員のうち市町村費負担教職員（政令市を含む。）及び教育関係団体役職員に係る基礎月収額は、各市町村（政令市を含む。）並びに各教育関係団体の定めにより取り扱うものとする。

（会費の算定方式の特例）

第 12 条　給与改定に伴い、給料の差額が追給されることとなる場合の当該差額については、会費算定の対象とはしないものとする。
2　遡及発令及び発令の遅滞等により、給料の差額が追給又は戻入されることとなる場合の当該差額については、電子計算組織により処理する月の基礎月収額にその差額を加減した額をもって基礎月収額とし、会費を算出するものとする。

（会費免除等）

第 13 条　規則第 30 条第７号の規定及び同号に準じた規定に該当する者で会費の免除を受けようとする者は、介護休暇等による会費免除申請書（第７号様式）を所属長を経て、理事長に提出しなければならない。
2　規則第 30 条第９号に規定するもので会費の免除を受けようとする者は、休業等（育児休業・私傷病休職等）による会費免除申請書（第８号様式）を、理事長に提出しなければならない。
3　規則第 30 条第 10 号に規定する理事長が定める事由とは、介護休暇に引き続き介護欠勤を取得したことにより月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合とする。

（退会者会費等累計表の作成及び保管）

第 14 条　理事長は、現職会員が退会したときは、退会者会費等累計表（第９号様式）を作成し、会費の納入実績、給付実績を記録し保管するものとする。

（委任）

第 15 条　第１号から第９号までの各様式その他この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

1　この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の設立の登記の日から施行する。
2　財団法人神奈川県教育福祉振興会会員会費規程は廃止する。
3　この規程の施行の際、現に旧規程の規定により行っている手続き等は、この規程による手続き等とみなす。
4　第 11 条第１項の規定にかかわらず、平成 25 年４月１日から平成 27 年３月 31 日までの間、規則第 33 条第１項に規定する給料月額及び給料の調整額は、

学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 25 年神奈川県条例第 69 号）に定める額とする。

5　第 11 条第１項及び附則第４項の規定にかかわらず、平成 25 年７月１日から平成 26 年３月３１日までの間、規則第 33 条第１項に規定する給料月額は、学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 25 年神奈川県条例第 85 号）に定める額とする。

6　第 11 条第１項の規定にかかわらず、規則第 33 条第１項に規定する給料月額等は、学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年神奈川県条例第 87 号）に定める額とする。

附　則

この規程は、平成 25 年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 30 年３月 13 日から施行し、第８条の規定は平成 29 年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年 12 月１日から施行する。